

入学者選抜試験に係る新型コロナウイルス感染症への対応について

令和4年度に実施する本学大学院医学系研究科の入学者選抜において、新型コロナウイルス感染症に罹患した等の理由により受験できない者に対して、以下のとおり取り扱います。

1. 受験できない者

- ・新型コロナウイルス感染症に罹患し、試験日に入院中又は自宅や宿泊施設において療養中の者
- ・試験日直前に保健所等から濃厚接触者に該当するとされた者
- ・試験当日、新型コロナウイルス感染が疑われる症状があり、受験を取り止めた者
- ・かかりつけ医や「受診・相談センター」（地域により名称が異なることがある。）に相談し、受験を取り止めた者

2. 受験できない者への対応

- ・医学専攻（博士課程）の令和4年10月入学者選抜試験
令和5年4月入学者選抜試験への振替受験を認めます
- ・看護学専攻（修士課程）の令和5年度入学者選抜（第1次募集）
令和5年度入学者選抜（第2次募集）への振替受験を認めます。
- ・上記以外の入学者選抜
追試験、振替受験の特例措置は行いません。

3. 振替受験の申請方法

- ・試験終了時間までに電話で入試課入学試験係（0166-68-2214）までご連絡ください。
- ・後日、医師の診断書等の提出が必要です。
- ・診断書等の提出が困難な場合は、本学入試課入学試験係までお問い合わせください。
- ・振替受験申請にあたっては、新たな入学検定料の納付及び出願書類の提出は不要です。

4. 入学検定料について

- ・上記1の事由に該当する場合を含め、欠席理由に関わらず、既納の入学検定料については返還できません。